

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 7 月 17 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 7件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500129号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500029号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成13年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成13年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成13年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで

請求期間に係る厚生年金保険の記録について、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当記録となっている。

請求期間は、A社に勤務し、平成13年3月分の厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を保険給付の計算の基礎となる年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成8年4月1日、資格喪失日が平成13年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る出勤簿及び賃金台帳並びに事業主及び請求期間当時の複数の総務担当者の陳述から判断すると、請求者は請求期間もA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成13年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500087号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500030号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年8月20日は31万円、同年12月26日は30万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月20日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月20日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月

A社から支払われた請求期間の賞与に係る年金記録が無い。

請求期間①の賞与については、現金支給で何も資料を保管していないが、請求期間②の賞与については、退職した後に不払の労働債権に係る配当金として支払われており、賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①及び②の各賞与に係る年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求期間当時のA社の社会保険事務担当者から提出された「2003夏支給控除」名の資料により、請求者は請求期間①に係る賞与の支払を受け、標準賞与額(31万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、請求者から提出された「2003冬季賞与明細書」及び預金通帳、前述の事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」名の資料並びにA社の破産管財人から提出された労働債権の配当に係る「更正配当表」名の資料により、請求者は請求期間②に係る賞与の支払を受け、標準賞与額(30万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日について、請求期間①は、請求期間当時のA社の元従業員の陳述及び同人から提出された預金通帳により確認できる入金日から平成15年8月20日、請求期間②は、前述の事務担当者の、「平成15年の冬季賞与は、12月26日に支給決定された。」旨の陳述から同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの請求期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500093号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500031号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年8月20日は55万2,000円、同年12月26日は51万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月20日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月20日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月

A社から支払われた請求期間の賞与に係る年金記録が無い。

請求期間②の賞与については、賞与明細書を保管していないが、請求期間①の賞与については、賞与明細書を提出するので、請求期間①及び②の各賞与に係る年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された「2003年夏季賞与明細書」及び請求期間当時のA社の社会保険事務担当者から提出された「2003夏支給控除」名の資料により、請求者は請求期間①に係る賞与の支払を受け、標準賞与額(55万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、前述の事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」名の資料、A社の破産管財人から提出された労働債権に係る「更正配当表」名の資料並びに同社の複数の元従業員から提出された賞与明細書及び預金通帳に記されている振込履歴により、請求者は請求期間②に係る賞与の支払を受け、標準賞与額(51万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日について、請求期間①は、請求期間当時のA社の元従業員の陳述及び同人から提出された預金通帳により確認できる入金日から平成15年8月20日、請求期間②は、前述の事務担当者の、「平成15年の冬季賞与は、12月26日に支給決定された。」旨の陳述から同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの請求期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500002号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500035号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和42年1月1日、喪失年月日を昭和44年4月30日に訂正し、昭和42年1月から昭和44年3月までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和42年1月1日から昭和44年4月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年1月1日から昭和44年4月30日まで

請求期間の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、「A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できたが、昭和42年1月1日から昭和44年3月31日までの間の標準報酬月額が不明である。」旨回答があった。

請求期間は、A社において、B業務に従事し、毎月1万5,000円前後の報酬を受けており、当該報酬から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

C年金事務所は、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）から、請求者が請求期間において、A社の厚生年金保険被保険者であったことを認めている。

しかし、前述の被保険者原票によると、A社に係る従業員の健康保険の適用は、昭和44年4月1日に組合管掌健康保険から政府管掌健康保険に変更となった旨記載されているところ、当該被保険者原票において、請求者に係る標準報酬月額は、同年4月1日以降について、1万6,000円と記載されているが、その前の期間の標準報酬月額に係る記載は無い。

オンライン記録によると、請求期間中にA社で厚生年金保険被保険者記録を有する者は、請求者のほか6人であり、このうち1人は、請求期間及びその前後の期間に、同社に係る被保険者記録を有しているところ、同人の標準報酬月額は、当該被保険者期間を通じて同額である。

また、その他5人のオンライン記録を見ても、A社における厚生年金保険被保険者期間中に標準報酬月額が変更されている者は見当たらない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和42年1月1日、喪失年月日を昭和44年4月30日とし、請求期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500134号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500038号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成18年4月25日の標準賞与額を43万7,000円に訂正することが必要である。

平成18年4月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年4月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月25日
年金記録を確認したところ、A社で平成18年4月25日に支給された賞与が記録されていない。

預金通帳には、平成18年4月25日にA社から賞与が振り込まれていることが記帳されているので、当該賞与について、年金額に反映するよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者提出の預金通帳、C町提出の請求者に係る平成18年分所得住民税課税基礎資料、請求者と同質性の高い元同僚が所持する平成18年4月賞与明細書及びB社の回答により、請求者は、請求期間において、標準賞与額(43万7,000円)に見合う賞与を支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500050号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500027号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失年月日が昭和54年10月31日となっているが、同年10月末日まで同社B支店に勤務し、同年10月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずである。同社における資格喪失年月日を同年10月31日から同年11月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿によると、A社の後継事業所であるC社は既に解散している上、同社の営業譲渡先であるD社は、「C社から関係資料を引き継いでいないため、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等は一切不明である。」旨回答している。

また、請求者が氏名を挙げたA社の同僚5人及び同社において請求者と同日の昭和51年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している27人に照会したが、これらの者から、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、厚生年金保険の被保険者資格は退職日の翌日に喪失するところ、雇用保険の記録によるとA社における請求者の離職年月日は、昭和54年10月30日であり、厚生年金保険の資格喪失年月日(昭和54年10月31日)と符合する。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の資格喪失日(昭和54年10月31日)の前後3年以内に被保険者資格を喪失している59人(請求者を含む。)について、資格喪失日を確認したところ、請求者と同様に月末日に喪失している者が24人、月途中で喪失している者が31人である一方、月初日に喪失している者は4人であった。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500053号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年10月4日から同年10月28日まで

A社における厚生年金保険の加入記録が取り消されているが、私は、請求期間に同社に事務担当者として勤務し、雇用保険に加入しており、自身の厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届を社会保険事務所(当時)に提出した記憶がある。退職した際には、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主に手渡した記憶もあるので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された雇用保険の記録及びA社の事業主の陳述から、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格は、平成18年10月12日に取得後、請求期間中である同年10月26日付けで取り消されているところ、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事項訂正取消届を見ると、事業主が、同日付けで当該取消届を社会保険事務所へ届け出たことが確認できる。

また、A社から提出された賃金台帳の請求者欄を見ると、厚生年金保険料は控除されておらず、同社の事業主は、「賃金台帳のとおり、請求者の厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

さらに、請求者は、「領収書等は受領していないが、退職した際に1か月分の厚生年金保険料を事業主に手渡した。」旨陳述しているが、A社の事業主は、「従業員から社会保険料を直接手渡しで受け取ることはない。」旨陳述しており、当該事実を確認することができない。

加えて、全国健康保険協会からの回答によると、請求者は、請求期間直前の事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(平成18年9月26日)から、請求期間を含む平成19年6月18日までの期間について、健康保険の任意継続被保険者である。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500004号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年10月1日から昭和41年8月1日まで

厚生年金保険記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額だけが、直前の2万4,000円から2万2,000円に下がっている。同社に勤務していた期間について給料が下がった記憶が無いため、請求期間の標準報酬月額を直前の2万4,000円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る標準報酬月額が、直前の2万4,000円から2万2,000円に下がっているが、給料が下がった記憶が無いため、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしいと主張している。

しかしながら、A社は、「請求期間当時の賃金台帳等の資料は保管しておらず、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求者が、自身と同職種であったとする元同僚の標準報酬月額についても、請求期間において、請求者と同様に2万4,000円から2万2,000円に下がっていることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿の請求者の欄に、記録訂正等の不自然な記載は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500066号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500033号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年9月7日から昭和58年2月1日まで

私は、昭和57年9月6日にB社の面接試験を受け、翌日から同社に勤務した。しかし、年金事務所で厚生年金保険被保険者記録を調べたところ、関連会社であったA社における昭和58年2月1日からの記録しかない。

調査の上、A社における資格取得日を昭和57年9月7日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録によると、A社は、平成16年にB社に合併されており、合併先のB社は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の請求期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。」旨回答している上、請求期間当時の両社の代表取締役は死亡しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、請求者が記憶する請求期間当時の社会保険事務担当者は死亡しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に被保険者記録が確認でき、連絡先の判明した21人に照会したところ、3人が、「請求者を記憶している。」と回答しているものの、請求者が請求期間にB社に勤務していたことがうかがえる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500146号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500034号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年4月1日から昭和30年1月まで

私は、昭和28年4月からB船に甲板員として乗り組み、請求期間のほとんどは、船上においてC業務の仕事をしていた。

その後、B船の船主になって、昭和30年1月に雇い入れた機関員に係る船員保険の加入手続を船員保険の窓口であったA社に行った際、自分もまた保険を掛けたいと相談したが、船主は保険を掛けられない旨説明されたため手続を行わなかった。

昭和28年4月に一緒にB船に乗船した同僚及び私が同船の船主となった昭和30年に雇い入れた機関員が、私の請求期間における勤務を証言してくれるので、調査の上、請求期間を年金額に反映する記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が、昭和28年4月に一緒にB船に乗船したと記憶する元同僚は、「私は、昭和28年4月に、請求者と船長であった私の父と3人でB船に乗船した。請求者が請求期間にB船に乗船し勤務していたことに間違いない。」旨陳述しており、当該元同僚はA社において、同年4月1日に船員保険被保険者資格を取得している上、請求者が、自身が雇用したと記憶する元船員は、「私の船員手帳に記載されているとおり、私は、昭和30年1月7日に、請求者が船主兼船長であったB船に雇い入れられた。請求者が、昭和30年1月以前からB船に乗船していたことを記憶している。」旨陳述しており、当該元船員はA社において、昭和30年1月1日に船員保険被保険者資格を取得している。

ところで、請求者が、「私は、船員保険の窓口であったA社から、船主は船員保険に加入できないと説明があった。」旨陳述しているとおおり、当時、船員保険法において、強制被保険者となるのは船舶所有者に使用される者と規定されているところ、A社及びD運輸局は、B船に係る資料を保管していない上、前述の陳述を得られた二人は、「請求者がB船の船主になった時期については不明である。」旨陳述しており、請求者がB船の船舶所有者になった時期を特定できない。

また、請求者が、昭和28年4月にB船に乗船した当時、同船の所有者であったとする者及び同船の船長は死亡しており、請求者の請求期間に係る船員保険料控除について確認することはできない。

さらに、A社は、「保管資料のうち、請求期間当時に係るものについて調べたが、請求者の氏名が記載された資料は見当たらない。」旨回答している上、前述の陳述を得られた二人は、「請求者の船員保険加入状況については不明である。」旨陳述している。

加えて、A社に係る船員保険被保険者名簿を見ると、請求期間において請求者の氏名は記載さ

れておらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として、請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500089号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年12月から昭和55年2月まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

請求期間は、A社の契約社員として、C店のD売場で、Eの業務に従事しており、厚生年金保険にも加入し、給与から保険料も控除されていたと思う。

請求期間について厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者が氏名を記憶しているA社の元上司及び請求期間当時の経理担当者の陳述から、請求者がC店のD売場でEの業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、前述の元上司及び経理担当者の陳述からは、請求者がC店に勤務していた時期及びその時の雇用形態を特定することができない。

また、前述の経理担当者は、「請求期間当時、A社では、社会保険に加入しない者もいた。」旨陳述しているところ、B社は、「当社は、A社当時から、社会保険に加入していた従業員に係る社会保険台帳をきちんと保管しているが、その中に請求者の記録は無いことから、請求者については、厚生年金保険の届出を行っていないと思う。」旨回答している。

さらに、B社の総務担当者は、「社会保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはしないと思う。」旨陳述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、請求期間における健康保険整理番号は連番で欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500132号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

年金記録を確認したところ、A社で平成18年4月に支給された賞与が記録されていない。調査の上、当該賞与について、年金額に反映するよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA社の賞与振込口座としていた普通預金の元帳を見ると、平成18年4月中の同社からの振込みについて、給与の振込みは確認できるものの、賞与の振込みは確認できない。

また、B社は、「当社の賞与支払時期は、給与規定により7月・12月と定められており、4月に賞与は支給していなかった。請求者についても、請求期間に賞与は支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」旨回答している。

さらに、A社で請求期間に被保険者記録のある元同僚8人に照会し、回答のあった3人は、「平成18年4月の賞与支給はなかったと思う。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。